

実施要領「6. 各種の監査等の有機的な連携及び調整」の例

1. 常勤の監査委員を置く地方公共団体における例

(1) 常勤の監査委員を置く地方公共団体における前提事項

人口 25 万人以上の地方公共団体は常勤の監査委員を置くこととされており、非常勤の監査委員の場合と比較して、監査委員と監査委員事務局職員は定期的に情報を共有することが可能である。

一方、出先機関の数も多いことから、当該機関に会計管理者の事務を補助させるための出納員（又はその他の会計職員）を設置し、直接、現金出納を扱っている場合も多いと想定される。そのため、契約や収支等に関する関係書類は、本庁ではなく出先機関にも分散している。

地方自治法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 54 号）により、都道府県及び指定都市の監査委員は、新たに内部統制評価報告書審査を行うこととなったが、決算審査の実施時期と重複することが想定される。

(2) 具体的な例

決算審査は、決算その他関係書類が法令に適合しかつ正確であるか、「手続の合規性」及び「数値の正確性」を審査することとなるが、

- ・ 財務監査においては、決算の数値の裏付けとなる個々の手続（契約、補助金の交付等）の合規性を確認し、
 - ・ 例月出納検査においては、月の収支の合計を確認し、
- これらの監査等において確認した「手続の合規性」及び「数値の正確性」については、これらの監査等の結果を活用することができれば、決算審査の効率化につながると考えられる。

【事例】

- ・ 例月出納検査は、特定の費目については、例月出納検査において証憑検査を行う等、決算審査の一つの手続きとして位置づけて実施する。
- ・ 例月出納検査は、財政収支の動態を主として計数面から把握して決算審査と有機的な連携を図り、実施する。

2. 常勤の監査委員を置かない地方公共団体における例

(1) 常勤の監査委員を置かない地方公共団体の前提

人口 25 万人未満の市町村においては、常勤の監査委員の設置は必置ではないことから、監査委員と監査委員事務局職員が情報共有する機会には限りがある。そのため、例月出納検査は監査委員が役場に出向く貴重な機会となっている。

また、出先機関の数も大規模な団体と比較して少ないことなどから、本庁において現金出納機能が集約されている状況がある。

(2) 具体的な例

例月出納検査に併せて、毎月財務監査を実施することとし、

- 例月出納検査の対象は「現金の出納」に限定せず、全ての収支を対象とし、財務監査は支出や収入の事務上の是非まで遡って確認し、
- 財務監査の対象は、事前に監査計画においてリスクが高いものや、一定の金額・規模を有するものとして整理した事務事業のほか、前年同月や前月との比較で変動が大きい事務事業などの合規性を中心に監査を実施する
また、限られた監査資源等を配分する観点から、監査実務上の取組として、
- 収支の変動が少ない時期（年度末及び年度始め（出納整理期間）等の時期以外を想定）に実施する財務監査においては、特にリスクが高い事務事業や、繁忙期に頻出する事務事業等について、手続等に不備があれば改善を促すよう監査を実施し、
- 収支の変動が大きい時期（年度末及び年度始め（出納整理期間）等の時期を想定）に実施する財務監査においては、当該不備が改善されたことを前提に監査の対象を限定して実施すること

等により監査資源の平準化を図ることとし、その内容を事前に監査計画に反映させることが考えられる。

なお、支出の手続は出納整理期間に集中することが想定されるが、出納整理期間以外の期間に支出の前提となる手続（入札手続の事務等）について、前もって確認することにより、更なる監査資源の平準化を図ることができると考えられる。